

社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会  
寄付金及び賛助会費使途検討委員会規程

(目的)

第1条 社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の寄付金及び賛助会費の使途について、篤志家及び賛助会員の意志を尊重するため、検討委員会（以下「委員会」という。）を設置して、地域福祉等への有効活用を図るため必要な事項を定める。

(委員会)

第2条 第1条の目的のために委員会を設置し、会長が次の中から6名の委員を選任し、委嘱する。

- (1) 福祉団体代表 2名
- (2) 賛助会代表 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 地域福祉係長 1名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(事業)

第3条 委員会は、次のことを協議し、会長に諮問する。

- (1) 寄付及び会費の使途について
- (2) 使途等の公表について
- (3) その他委員会として必要なこと

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置き、委員の互選とする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(任務)

第5条 役員の任務については、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を総理し委員会を招集する。その場合議長となる。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは代理を務める。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は総務・地域福祉係に置き、賛助会の庶務を担う。

(その他)

第7条 その他必要な事項は委員会に諮り定めるものとする。

附則 平成18年4月1日から施行する。

令和7年6月9日から施行する。